

第3節

経済外交

1 経済外交の概観

世界経済が引き続き堅調に推移し、新興国全体の強靱性^{きょうじん}が強化されている一方で、一部の新興国経済における、金融上の脆弱性^{ぜいじやく}や地政学上の懸念などの主要なリスクが部分的に顕在化している。そうした中、市場の不安を払拭し、自由で公正な経済秩序を発展させるため、引き続き市場の動向を監視するとともに、強固かつ持続可能で、バランスの取れた包摂的な成長を支える必要がある。日本は、世界第2位の先進経済大国、G7、G20のメンバー国として、この動きに貢献していく。

日本の繁栄の基礎は、自由で開かれた国際経済システムの維持・強化にあり、また、これは世界経済の安定と成長にもつながる。このことを念頭に、日本は日・EU経済連携協定（日EU・EPA）、環太平洋パートナーシップ協定（TPP12協定）、東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）を推進してきた。その結果として、12月30日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が発効し、日EU・EPAも2019年2月1日に発効を迎え、2018年は、まさしくこれまで日本が行ってきた努力が徐々に結実してきた一年とも言える。これらの協定を着実に実施するとともに、RCEP等について、包括的で、バランスのとれた、質の高い協定の妥結を目指して交渉を進めていく。

日本は、①上記のような種々の経済協定の推進といった自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール・メイキング、②官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び③資源外交とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、日本外交の重点分野の一つである経済外交の推進を更に加速するべく、取組を進めてきた。

2 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール・メイキング

(1) 経済連携の推進

経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）には、物品の関税やサービス貿易の障壁等の削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する効果がある。日本は、これまでに21か国・地域との間で18のEPAを署名・発効済みである。日本の貿易のFTA比率（貿易総額に占める発効済み・署名済みのFTA相手国の貿易額の割合）は2018年12月末までに51.6%となり、交渉中のEPA相手国の貿易額も含めると85.8%となる。2018年3月には、11か国でTPP11協定が署名され、12月30日に発効に至った。また、2018年7月には日EU・EPAが署名され、2019年2月1日に発効するなど、長年にわたる精力的な交渉が

EPA・FTA交渉等の現状

	06年	07年	08年	09年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)		交渉妥結	交渉妥結		サービス章・投資章 継続交渉開始		3月、10月 合同委員会	4月 合同委員会 10月 合同委員会	3月、10月 合同委員会	4月、10月 合同委員会 11月 サービス交渉終了	6月 合同委員会 9月 投資交渉終了	1月 合同委員会 12月 合同委員会	
カナダ		2005年交渉開始			3月 共同研究開始	3月 共同研究完了 7月 日加首脳会談 (交渉開始で一致) 7月 交渉準備会 11月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 7月 第3回交渉会合 11月 第4回交渉会合	3月 第5回交渉会合 5月 第6回交渉会合 7月 第8回交渉会合 11月 第7回交渉会合					
コロンビア					11月 共同研究開始	7月 共同研究完了 9月 日コロンビア首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	5月 第2回交渉会合 10~11月 第3回交渉会合	2月 第4回交渉会合 5月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 9月 第7回交渉会合 10月 第8回交渉会合 12月 第9回交渉会合	3月 第10回交渉会合 5月 第11回交渉会合 7月 第12回交渉会合 8月 第13回交渉会合				
日中韓				5月 共同研究開始	12月 共同研究完了	【参考：3月 日中韓投資協定大筋合意】 5月 日中韓サミット (年内の交渉開始で一致) 11月 日中韓経済貿易大臣会合 (交渉開始を宣言)	2月 交渉準備会合 3月 第1回交渉会合 7~8月 第2回交渉会合 11月 第3回交渉会合	3月 第4回交渉会合 9月 第5回交渉会合 12月 第6回交渉会合 (局長/局長会合)	1月 第6回交渉会合 (首席代表会合) 4月 第7回交渉会合 (局長/局長会合) 5月 第7回交渉会合 (首席代表会合) 7月 第8回交渉会合 (局長/局長会合) 9月 第8回交渉会合 (首席代表会合) 12月 第9回交渉会合 (局長/局長会合)	1月 第9回交渉会合 (首席代表会合) 4月 第10回交渉会合 (局長/局長会合) 6月 第10回交渉会合 (首席代表会合)	1月 第11回交渉会合 (首席代表・局長/局長) 4月 第12回交渉会合	3月 第13回交渉会合 12月 第14回交渉会合	
EU				4月 共同検討作業を開始	5月 交渉のためのプロセスを開始	7月 交渉の大枠を定めるスコーピング作業の終了 11月 EU外務理事会が欧州委員会の交渉権限を採択	3月 日EU首脳電話会談 (交渉開始を決定)	1月 第4回交渉会合 3~4月 第5回交渉会合	2月 第9回交渉会合 4月 第10回交渉会合 7月 第11回交渉会合 9月 第12回交渉会合 10月 第13回交渉会合 11月 第14回交渉会合	2月 第15回交渉会合 4月 第16回交渉会合 9月 第17回交渉会合	4月 第18回交渉会合 7月 日EU定期首脳協議 (大枠合意) 12月 日EU首脳電話会談 (交渉妥結)	早期発効に向けた作業中 7月17日署名(於:日本) 12月21日相互通告・締結 2019年2月1日発効	
東アジア地域包括的経済連携(RCEP※)				9月 CEPEA [®] 及び EAFTA [®] について議論開始	11月 ASEAN 関連首脳会議 (CEPEA 及び EAFTA の提案を踏まえ RCEP の枠組みを採択)	11月 ASEAN 関連首脳会議 (交渉立ち上げを宣言)	2月 交渉の準備のための会合 5月 第1回交渉会合 8月 第1回閣僚会合 9月 第2回交渉会合	1月 第3回交渉会合 3~4月 第4回交渉会合 6月 第5回交渉会合 8月 第2回閣僚会合 12月 第6回交渉会合	2月 第7回交渉会合 6月 第1回閣僚中間会合 7月 第9回交渉会合 8月 第3回閣僚会合 10月 第10回交渉会合	2月 第12回交渉会合 4月 第13回交渉会合 8月 第4回閣僚会合 第14回交渉会合 10月 第15回交渉会合 11月 第2回閣僚中間会合 12月 第16回交渉会合	2月 第17回交渉会合 5月 第18回交渉会合 第3回閣僚中間会合 7月 第19回交渉会合 9月 第5回閣僚会合 10月 第20回交渉会合 11月 閣僚準備会合 首脳会議	2月 第21回交渉会合 3月 第4回閣僚中間会合 4月 第22回交渉会合 7月 第5回閣僚中間会合 7月 第23回交渉会合 8月 第6回閣僚中間会合 10月 第24回交渉会合 11月 閣僚準備会合 第2回首脳会議	
TPP				11月 交渉参加に向けた協議開始の意向表明			2月 日米首脳会談 (日本の共同声明発表) 4月 日米協議合意、TPP 閣僚会合 7月 第18回交渉会合 (日本参加) 8月 第19回交渉会合 10月 TPP 首脳会合・閣僚会合 12月 TPP 閣僚会合	2月 TPP 閣僚会合 5月 TPP 閣僚会合 10月 TPP 閣僚会合 11月 TPP 首脳・閣僚会合	7月 TPP 閣僚会合 10月 TPP 閣僚会合 (大筋合意) 11月 TPP 首脳会合	2月 TPP 閣僚会合 (署名)	1月 国内手続完了 11月 TPP 閣僚会合	3月8日 署名 7月6日 寄託国 NZ に 通報し、締結 12月30日 発効	
トルコ					11月 共同研究開始	7月 共同研究完了	1月 日トルコ首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 9月 第3回交渉会合	1月 第4回交渉会合 6月 第5回交渉会合	1月 第6回交渉会合 9月 第7回交渉会合	1月 第8回交渉会合 4月 第9回交渉会合 6月 第10回交渉会合 9月 第11回交渉会合 12月 第12回交渉会合		
韓国				2003年11月 交渉開始 2004年11月 交渉中断	5月 第2回閣僚級事前協議 10月 日韓首脳会談 (交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことへ一致)								
GCC (※)				3月 中間4回会合	2006年9月 交渉開始		GCC側が FTA 政策全体の見直しを始めたため、交渉を延期						

実を結んだ。

日本は、自由貿易の旗手として、TPP11協定の着実な実施及び拡大並びに日EU・EPAの着実な実施に向けて取り組むとともに、今後も他の経済連携交渉を通じて世界規模の貿易自由化を推進していく考えである。

ア 多数国間協定 (メガFTA) 等

(ア) TPP11協定

TPP11協定は、成長著しいアジア太平洋地域で、関税、サービス、投資、知的財産、国有企業など、幅広い分野で新たな貿易・投資ルールを構築する取組であり、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に

向けて大きな推進力となるものである。さらに、TPP11協定を通じて、基本的価値を共有する国々と共に経済面での法の支配を強化することは、日本の安全保障及びアジア太平洋地域の安定に寄与する戦略的意義を有する。

日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、TPP12協定に署名したが、2017年に米国がTPP12協定からの離脱を表明した。このため、11か国でTPPを早期に実現すべく、日本は精力的に議論を主導し、2017年11月、ダナン（ベトナム）で開催されたTPP閣僚会合で、新たな協定であるTPP11協定について、元々の12か国によるTPP12協定の条文を組み込み、一部条文の適用を例外的に停止（凍結）することで、11か国でTPP11協定を前に進めることに閣僚間で合意した（大筋合意）。その後、2018年3月にTPP11協定がサンティアゴ（チリ）で署名された。日本は、メキシコに次いで2番目に国内手続を完了させ、7月に寄託国であるニュージーランドに国内手続完了の通報を行った。その後、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、発効に必要な6か国の締約国が揃い、TPP11協定第3条に基づき、同協定は同年12月30日に発効した。

これは、世界的に保護主義的な風潮が広まる中で、日本から世界に向け自由貿易を推進するとの力強いメッセージを発信するものであり、アジア太平洋地域に自由で公正な21世紀型の貿易・投資ルールを広げていく上で大きな一歩である。2019年1月、日本が議長国となって、日本で閣僚級によるTPP委員会を開催するなど、今後日本は、TPP11協定の実施及び参加国の拡大においても、引き続き議論を主導していく。

(イ) 日EU・EPA

基本的価値を共有し、日本の主要貿易・投資相手でもあるEUとは、2013年3月にEPA交渉の開始を決定した後、4年4か月に及び交渉を経て、2017年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結に達した。2018年前半にはテキス

トを確定するための作業を集中的に行い、7月17日に開催された日・EU定期首脳協議の際、安倍総理大臣、トゥスク欧州理事会議長及びユンカー欧州委員会委員長の間で署名が行われた。本署名は、当初はEU本部が所在するブリュッセルで実施予定であったが、西日本の豪雨災害への対応に万全を期すため安倍総理大臣の訪欧が中止されたことを受けて、トゥスク欧州理事会議長及びユンカー欧州委員会委員長が急遽^{きゅうきょ}予定を変更して訪日し、東京で署名式が実現したものである。

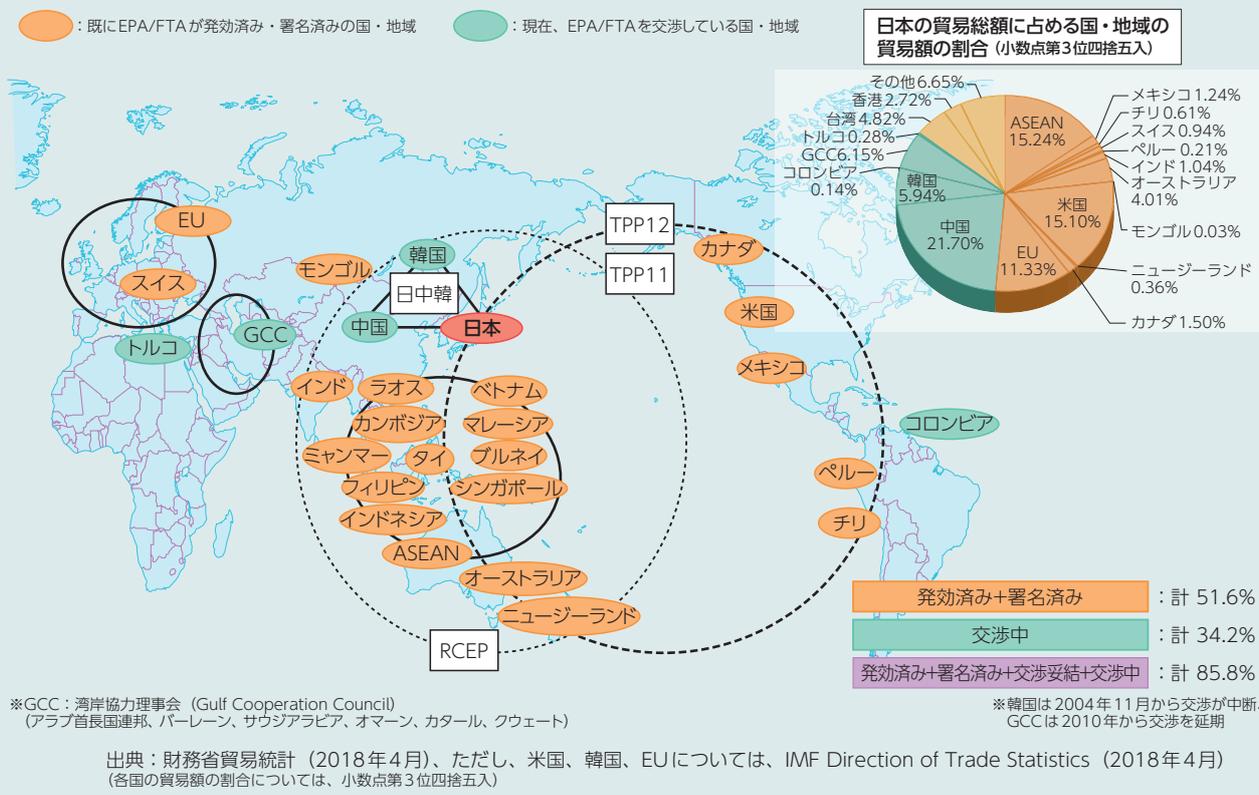
署名後は、早期発効を目指し日・EU双方で精力的に国内手続の調整を進めた。2018年9月には欧州議会で同協定の審議を担当する国際貿易委員会の議員団が訪日し、河野外務大臣、宮腰総理補佐官等と会談し、同協定が経済的意義のみならず大きな戦略的重要性を有すること、同協定の早期承認・発効に向けて協力していくこと等を確認した。また、同年10月に行われたアジア欧州会合（ASEM）首脳会合の際の日・EU首脳会談や、12月のアルゼンチンにおけるG20サミットの際の日・EU首脳会談において、日EU・EPAの迅速な発効に向けた協力が確認された。日本側では、2018年秋の臨時国会で承認され、EU側でも同年内に手続を終えた結果、12月に日・EU間で国内手続完了の相互通告が行われ、同協定は2019年2月1日に発効した。

(ウ) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

RCEPは、世界人口の約半分、世界の国内総生産（GDP）及び貿易総額の約3割を占める経済圏の実現を目標とした東アジア経済統合の柱である。東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国とFTAパートナー諸国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの6か国）は、2013年5月の交渉開始以来、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、原産地規則、知的財産、電子商取引、税関手続・貿易円滑化などを含む分野で包括的かつ高いレベルの協定を目指して交渉を進めている。2018年12月までに、閣僚会合を14回、交渉会合を

日本の経済連携協定（EPA）の取組

これまで21か国・地域と18の経済連携協定（EPA）が発効済み・署名済み
 ・発効済み・署名済みEPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は51.6%
 （※米国を除くTPP11の場合は36.5%）（比較：米国：47.2%（TPPを除くと39.0%）、韓国：68.2%、EU：36.2%）
 ・発効済み・署名済みEPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は85.8%
 [参考]『未来投資戦略2018』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。



24回開催した。また、2018年11月のASEAN 関連首脳会議の機会に開催された第2回RCEP 首脳会議では、RCEP交渉国の首脳による「RCEP交渉に係る共同首脳声明」が発出された。同首脳声明では、2018年におけるRCEP交渉の実質的な進展を歓迎し、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEPを2019年に妥結する決意が表明された。

(工) 日中韓FTA

日中韓FTAは、日本にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAである。2013年3月に交渉を開始し、2018年12月までに14回の交渉会合を行った。包括的な、質の高い互恵的なFTAを目指すとの3か国共通の目標の下、物品貿易を始め、投資、サービス貿易、競争、知的財産、電子商取引といった広範な分野について協議を行っている。

(オ) アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想

FTAAP構想に関しては、アジア太平洋経済協力（APEC）で、その将来的な実現に向けて盛り込まれるべき次世代型の貿易投資課題の議論や、主に開発途上国・地域向けの能力構築などに取り組んでいる。パプアニューギニアにおける2018年APEC首脳会議では、2016年APEC首脳会議で採択したFTAAPに関するリマ宣言の実施に係るこれまでの進捗が歓迎されるとともに、APECエコノミー（メンバーの国・地域）が将来、質が高く包括的な自由貿易協定に参加する能力を高めるための更なる進展が求められ、2020年に首脳に進捗を報告するよう指示がなされた。

日本は、開発途上国・地域向けの能力構築のため、2017年に続き、2018年も「競争章」に関するワークショップを開催し、将来の競争章に必要な「望ましい要素」を特定する

ための議論を行った。

また、TPP11協定が2018年に発効したこと、質の高いRCEP協定の早期妥結に向けて交渉が進んでいることは、包括的で質の高いFTAAPを実現する観点からも意義深いものと評価できる。

イ 二国間協定等（交渉開始順）

（ア）韓国

日本と韓国は、それぞれが互いに第3位の貿易相手国である。同国とのEPA交渉は、安定的な経済枠組みを提供し、将来にわたり両国に利益をもたらす得るとの考えに基づき、2003年に交渉を開始したものの2004年以降中断されている。

（イ）湾岸協力理事会（GCC）

日本にとってGCC諸国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の6か国）は、石油・天然ガスの資源供給国として、また、インフラ等の輸出を展開する市場として重要な地域の一つである。GCC諸国との経済関係の強化に向け、FTA交渉を2006年に開始したが、2009年以降、交渉はGCC側の都合で延期されてきている。日本はGCCとの経済関係の一層の強化を図るべく、交渉の早期再開を求めている。

（ウ）ASEAN

日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定は、ASEAN 10か国を対象にした日本初の複数国間のEPAである。2004年の首脳間での合意に基づき、2005年に交渉を開始して以来、11回の正式交渉会合を経て、2007年に首脳間で交渉妥結が確認され、2008年から順次発効している。なお、2010年に開始したサービス貿易分野及び投資についての交渉は、前者については2015年に、後者については2016年に首脳間で交渉終了を確認した。その後、条文の法技術的確認等の調整を行い、2019年の署名及び発効を目指している。

（エ）カナダ

基本的価値を共有し、相互補完的な経済関係にあるカナダとは、2012年にEPA交渉を開始した。日本へのエネルギー、鉱物や食料の安定供給に資するEPAとすべく、2014年11月までに7回交渉会合を行ってきた。

（オ）コロンビア

豊富な資源を有し、高い経済成長を遂げているコロンビアとは、2012年にEPA交渉を開始し、2015年9月までに13回の交渉会合を行った。

（カ）トルコ

高い経済的潜在性を有し、開放経済を推進するトルコとは、2014年の日・トルコ首脳会談においてEPA交渉開始に合意し、同年に交渉を開始した。2018年12月末までに12回の交渉会合が開催され、交渉が加速している。

ロ 発効済みのEPA

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために様々な協議が続けられている。

ハ 人の移動

EPAに基づき、これまでインドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施している。2018年は、インドネシアから329人（看護：31人、介護：298人）、フィリピンから322人（看護：40人、介護：282人）及びベトナムから219人（看護：26人、介護：193人）を新たに受け入れた。また、2018年の国家試験においては、看護78人（インドネシア：29人、フィリピン：31人、ベトナム：18人）及び介護213人（インドネシア：62人、フィリピン：62人、ベトナム：89人）が合格した。

オ 投資協定／租税条約／社会保障協定

(ア) 投資協定

投資協定は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続等について規定しており、投資を促進するための重要な法的基盤である。海外での投資環境の整備を促進し、日本市場に海外投資を呼び込むため、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んできている。

2018年には、2月にアルメニア、4月にアラブ首長国連邦、11月にヨルダン、そして12月にアルゼンチンとの間でそれぞれ投資協定が署名に至った。2018年12月末現在、発効済みの投資関連協定が42本（投資協定29本、EPA13本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が6本（投資協定4本、EPA2本）あり、これらを合わせると48本となり、76の国・地域をカバーすることとなる。現在交渉中の投資関連協定を含めると93の国・地域、日本の対外直接投資額の約94%をカバーすることとなる（2018年12月末現在）¹。

2016年5月に「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」が策定され、2020年までに投資関連協定について100の国・地域を対象に署名・発効することを目指すことが定められた。アクションプランの目標の達成に向け、今後は、中東、アフリカ、中南米等の資源産出国等との間の投資関連協定の交渉を積極的に進める方針である。中東は日本にとってエネルギー資源の主要な供給源である。アフリカは豊富な資源と有望な市場に加え、近年は高い経済成長率を示している。中南米には、TPP11協定を推進するために連携したメキシコ、チリそしてペルーのように基本的価値を共有する国が多く、日本との経済的関係は一層深まっている。今後とも海外投資により新興国等の成長を取り込むとともに、日本市場に外国投資を呼び込むとの観点から、投資関連協定を積極的に締結していく。

(イ) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当等の投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避行為の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本は、「我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める」との政府の方針（「未来投資戦略2018」（2018年6月15日閣議決定））に沿って積極的に取り組んでいる。

2018年には、リトアニアとの租税条約（8月）、エストニアとの租税条約（9月）、ロシアとの新租税条約²（10月）、オーストリアとの新租税条約（10月）、アイスランドとの租税条約（10月）、バハマとの租税情報交換協定の改正議定書（12月）及びデンマークとの新租税条約（12月）が発効し、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（BEPS防止措置実施条約）の受諾書の寄託（9月）が行われた。また、スペインとの新租税条約（10月）、クロアチアとの租税協定（10月）及びコロンビアとの租税条約（12月）が署名された。さらに、エクアドルとの租税条約（9月）、アルゼンチンとの租税条約（12月）及びジャマイカとの租税条約（12月）の締結交渉が実質合意に至っている。2018年末時点で、日本は74の租税条約等を締結しており、127か国・地域との間で適用されている。

(ウ) 社会保障協定

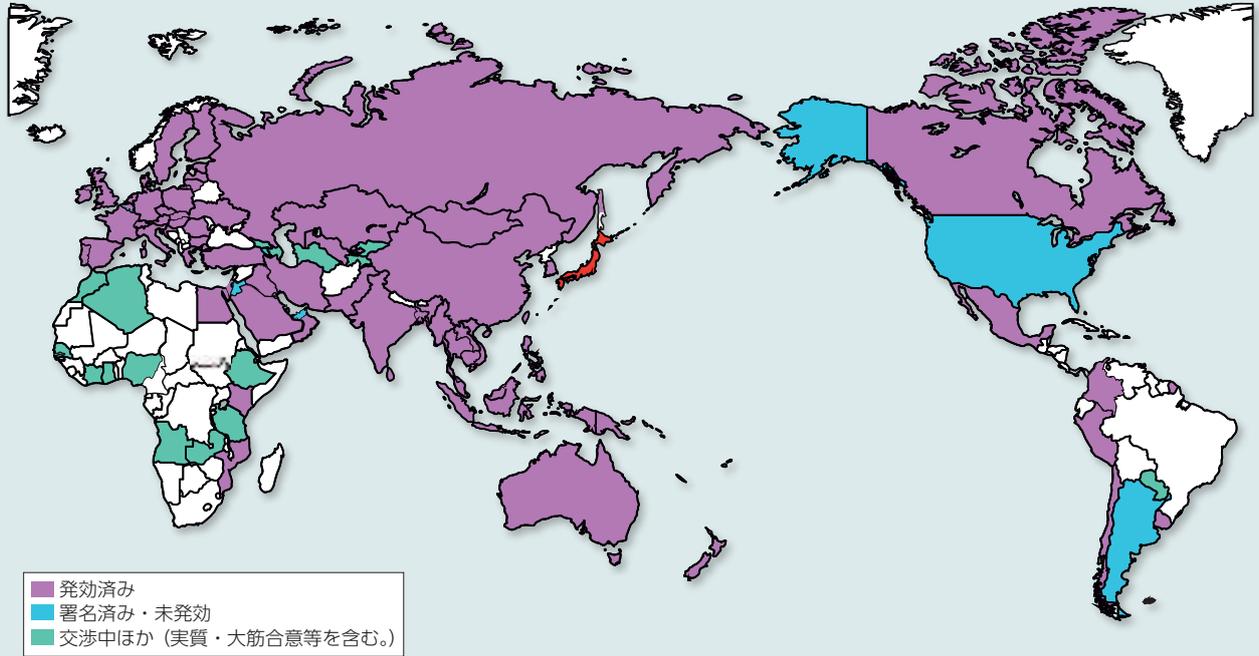
社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との

1 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）」（2017年末現在）

2 新租税条約とは、既存の租税条約を全面的に改正するもの。

投資関連協定の現状

投資関連協定^(注)の交渉状況 (注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA
 ・発効済み：43本 (投資協定29本、EPA14本)
 ・署名済み・未発効：5本 (投資協定4本、EPA1本) } 76の国・地域をカバー
 ・交渉中：24本 (投資協定19本、EPA5本) ———— 交渉中のもも発効すると94の国・地域をカバー



■発効済 (終了したものを除く。) () : 発効年 ※ : 「自由化型」協定

- 投資協定**
- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 エジプト (1978) | 16 クウェート (2014) ※ |
| 2 スリランカ (1982) | 17 イラク (2014) |
| 3 中国 (1989) | 18 日中韓 (2014) |
| 4 トルコ (1993) | 19 ミャンマー (2014) ※ |
| 5 香港 (1997) | 20 モザンビーク (2014) ※ |
| 6 パキスタン (2002) | 21 コロンビア (2015) ※ |
| 7 バングラデシュ (1999) | 22 カザフスタン (2015) |
| 8 ロシア (2000) | 23 ウクライナ (2015) |
| 9 韓国 (2003) ※ | 24 サウジアラビア (2017) |
| 10 ベトナム (2004) ※ | 25 ウルグアイ (2017) ※ |
| 11 カンボジア (2008) ※ | 26 イラン (2017) |
| 12 ラオス (2008) ※ | 27 オマーン (2017) |
| 13 ウズベキスタン (2009) ※ | 28 ケニア (2017) |
| 14 ペルー (2009) ※ | 29 イスラエル (2017) ※ |
| 15 パプアニューギニア (2014) | |
- (注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め (自由化型) を作成

- 投資章を含むEPA**
- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 シンガポール (2002) ※ | 8 フィリピン (2008) ※ |
| 2 メキシコ (2005) ※ | 9 スイス (2009) ※ |
| 3 マレーシア (2006) ※ | 10 インド (2011) ※ |
| 4 チリ (2007) ※ | 11 オーストラリア (2015) ※ |
| 5 タイ (2007) ※ | 12 モンゴル (2016) ※ |
| 6 ブルネイ (2008) ※ | 13 包括的・先進的TPP協定 (2018) ※ |
| 7 インドネシア (2008) ※ | 14 EU (2019) ※ |

- 交渉中**
- 投資協定**
- | | |
|------------|-------------|
| 1 アンゴラ | 11 セネガル |
| 2 アルジェリア | 12 キルギス |
| 3 カタール | 13 ナイジェリア |
| 4 ガーナ | 14 ザンビア |
| 5 モロッコ | 15 エチオピア |
| 6 タンザニア | 16 タジキスタン |
| 7 コートジボワール | 17 EU* |
| 8 バーレーン | 18 パラグアイ |
| 9 トルクメニスタン | 19 アゼルバイジャン |
| 10 ジョージア | |

- 投資章を含むEPA / FTA**
- | | |
|-----------|-----------|
| 1 AJCEP** | 4 RCEP*** |
| 2 カナダ | 5 トルコ |
| 3 日中韓 | |
- *投資保護規律・投資紛争解決について交渉
 **AJCEP: 日・ASEAN包括的経済連携
 ***RCEP: 東アジア地域包括的経済連携

- 署名済み・未発効**
- ・TPP*協定 (2016年2月署名、承認済) (EPA) ※
 - ・アルメニア (2018年2月署名、承認済) ※
 - ・アラブ首長国連邦 (2018年4月署名、未承認)
 - ・ヨルダン (2018年11月署名、未承認)
 - ・アルゼンチン (2018年12月署名、未承認) ※
- *TPP : 環太平洋パートナーシップ

2019年2月現在

人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2018年末時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は21か国である。2018年には、スウェーデン、ベトナム及びフィンランドとの間で新規協定締結のための政府間交渉を行った。

(2) 国際機関における取組 (WTO、OECD等)

ア 世界貿易機関 (WTO)

(ア) 特徴

日本は、自由貿易体制の最大の受益者として現在の繁栄を実現してきた。WTOは、多角的貿易体制の中核であり、①貿易自由化・ルール形成のための交渉の場、②加盟国によるWTO協定の履行状況の監視及び③加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を手続に従って解決する制度³の運用という機能を果たしている。

(イ) 第11回WTO閣僚会議後の動き

2017年12月の第11回WTO閣僚会議(MC11)では、漁業補助金に関する作業計画等が決定されたほか、日本の主導により、米国やEU、多数の途上国を含む71の有志加盟国が参加し、電子商取引の貿易関連側面についての将来のWTO交渉に向けて探求的作業に取りかかるとする共同声明を発出するなど一定の成果があった。その一方、全参加加盟国による閣僚宣言の発出には至らない等、WTOにおける全会一致による合意の難しさを改めて示すものとなった。

MC11から約1か月後の2018年1月にダボスで開催されたスイス政府主催非公式閣僚会合においては、日本を代表して出席した岡本外務大臣政務官やそのほか各国から、MC11の成果は全般的には満足できるものではなく、WTOにおける作業の進め方には改善の余地が

あるとして、様々な意見が出された。閣僚級での率直な意見交換を促すべくインド政府の発意によりデリーで開催された3月の非公式閣僚会合においても、岡本外務大臣政務官や各国から、柔軟性を持って交渉・議論に臨むことの重要性やWTOの機能を改善することの必要性について発言があった。また、多くの国が貿易と開発をめぐる問題について、全ての開発途上国を一律に扱うのではなく開発途上国ごとの経済規模や発展水準に応じて扱いに違いを設ける等、柔軟性を持った対応が重要であると提起した。

続く5月のパリでの非公式閣僚会合でも、WTOにおける交渉を今後どのように進めていくかや、WTO体制をいかに強靱なものとするかについて、率直な議論が行われた。日本から世耕経済産業大臣及び岡本外務大臣政務官が出席し、WTOルールを今日の経済に則したものにアップデート・強化する取組が重要であること、通報義務の順守・強化を通じた履行監視機能の強化や、議論を通じた紛争解決制度の課題の解決等、WTOがより良く機能するよう取り組むべきことを訴えた。

(ウ) WTO改革の議論

こうしてWTOの在り方が議論される中で、WTOの設立後20年以上が経過し、新興国の台頭や経済のデジタル化により世界経済の在り方が大きく変化しているにもかかわらず、WTOがこの構造的変化に十分対応しきれていないのではないかと危機感が加盟国間で高まってきた。WTO紛争解決制度の上級委員の選出プロセスが開始できていない等の問題と相まって、加盟国間でWTOの改革・現代化の必要性についての認識と機運が高まっており、例えば、6月のG7シャルルボワ首脳コミニケでは「我々は、WTOを現代化し、可能な限り早期に、より公正にすることにコミットす

³ 紛争解決制度は、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられる。同制度の下での協議を通じて紛争が解決されない場合、問題を小委員会（パネル）に付託し、問題とされる措置と協定との整合性等についてパネルで争うことができる。パネルの判断に不服のある当事国は、上級委員会に対して申立てを行い、同判断を争うことができる。1995年のWTO発足時から2018年12月6日現在までの紛争案件数（協議要請数）572件のうち、日本が当事国として関わった案件は40件。なお、上級委員会は7人の委員で構成され、任期は4年（一度再任が可能）。日本はこれまで3人の委員を輩出している。

る」と謳^{うた}われている。WTOのどの機能をどのように改革すべきかについては、加盟国から様々な意見や提案が出されているが、主に①協定履行監視機能の強化、②紛争解決制度の改革及び③交渉機能の再活性化が議論されている。

日本としても、WTO改革を通じた多角的貿易体制の維持・強化に積極的に貢献すべく、米国（9月）、EU（10月）、中国（10月）等との間でWTO改革の議論を進めていくことを首脳間で一致した。また、9月に開催された第4回日米EU三極貿易大臣会合で、3か国・地域でWTO改革の共同提案を行っていくことで一致した。さらに、10月にオタワで開催されたWTO改革に関するカナダ政府主催の少数国閣僚会合にも関経済産業副大臣と辻外務大臣政務官が出席し、改革については問題の性質に応じて最も有効な対応を個別に検討し、実施可能なものから実施していくとのアプローチをとることが重要であると指摘する等し、議論に貢献した。個別の課題については、例えば、①11月に透明性・通報強化に関する提案を米国、EU等と共に行い、また、②電子商取引分野の新たなルール作りに関する取組においてオーストラリア、シンガポール等と共に議論を主導し、さらに、③紛争解決制度の改革の議論においても積極的な貢献を行っている。

12月のG20ブエノスアイレス首脳宣言では「我々は、WTOの機能を改善するために必要な、WTO改革を支持する」と宣言され、日本議長下のG20大阪サミットにおいて進捗を確認することとされた。

(エ) アゼベドWTO事務局長の訪日

WTO改革の議論が活発化する中、11月7日から8日にかけて、アゼベドWTO事務局長が訪日した。安倍総理大臣への表敬や河野外務大臣との夕食会の機会を通じ、日本として自由で公正なルールに基づく貿易体制を積極的に推進していること、WTO改革を通じた多角的貿易体制の維持・強化にも積極的に貢献していく考えであることをアゼベド事務局長に伝達した。これに対し、アゼベド事務局長から、多角



アゼベドWTO事務局長と会談する安倍総理大臣
(11月8日、東京 写真提供：内閣広報室)

的貿易体制の維持・強化のために日本が果たしている役割に対する謝意が示されたほか、日本が2019年G20議長国を務めることも念頭に、日本と更に協力していきたいとの考えが表明された。

(オ) 国際経済紛争への対応

WTO紛争解決制度は、加盟国間のWTO協定上の紛争を紛争解決手続に従い解決するための準司法的制度である。同制度は、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられる。日本が当事国である最近の案件には以下のものがある。

韓国による日本産水産物等の輸入規制措置：2015年9月小委員会（パネル）設置。2018年2月、日本の主張を認める内容のパネル報告書が公表された。同年4月、韓国はパネル報告書を不服として、上級委員会へ申立てを行い、上級委員会手続が継続中。

ブラジルの税制恩典措置：2015年9月パネル設置。2017年8月、ブラジルの措置がWTO協定に整合しないとするパネル報告書が公表された。同年9月、ブラジルはパネル報告書を不服として、上級委員会へ申立てを行い、上級委員会手続が継続中。2018年12月、ブラジルの措置はWTO協定に整合しないとする上級委報告書が公表された。

韓国による日本産空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置：2016年7月、パネル設置。2018年4月、韓国の措置はWTO協定

に整合しないとするパネル報告書が公表された。同年5月、日本はパネル報告書のいくつかの論点について上級委員会へ申立てを行い、同年6月、韓国もパネル報告書は不服であるとして申立てを行い、上級委員会手続が継続中。

インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置等：2017年4月、パネル設置。2018年11月、インドの措置はWTO協定に整合しないとするパネル報告書が公表された。同年12月、インドはパネル報告書を不服として上級委員会へ申立てを行い、上級委員会手続が継続中。

韓国による日本産ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置：2018年10月パネル設置。現在パネル手続中。

韓国による造船業に対する支援措置：2018年12月、日本は韓国とWTO協定に基づく二国間協議を実施した。

イ 経済協力開発機構（OECD）

（ア）特徴

OECDは、政治・軍事を除く経済・社会の極めて広範な分野（マクロ経済、貿易・投資、農業、産業、環境、科学技術など）を扱う「世界最大のシンクタンク」として政策提言を行っているほか、各種委員会等で行われる議論を通じて、国際的な規範を形成している。日本は、1964年に非欧米諸国として初めてOECDに加盟して以降、各種委員会等での議論や、財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

（イ）グリアOECD事務総長訪日

2018年4月のグリア事務総長の訪日では、安倍総理大臣や河野外務大臣などとの会談等を通じて、多角的貿易体制の維持・強化の重要性や、東南アジア諸国の将来的な加盟の重要性を再確認したほか、日本が議長国となる2019年G20に向けて協力していくことで一致した。また、同事務総長は「質の高いインフラの推進

に関するセミナー」に出席し、質の高いインフラの「国際スタンダード」の普及に向けた日本との協力推進の重要性を発信した。

（ウ）2018年閣僚理事会

5月、「多国間主義のてこ入れ」をテーマとし、議長国フランスの下、閣僚理事会が開催された。日本から、保護主義との闘い、自由で開かれた貿易・投資の維持・強化のほか、開かれ、誰もが公平に利用可能な「質の高いインフラ」整備等の重要性を強調し、いずれも成果文書に反映されるなど、OECDにおける議論に貢献した。また、リトアニア及びコロンビアの加盟が決定され、タイ「国別プログラム」⁴が正式に立ち上げられた。さらに、各国から2019年G20への期待が表明され、OECDとG20の連携の重要性が確認された。

（エ）各分野での取組

鉄鋼の過剰生産能力問題について、2016年のG20杭州サミット（中国）を受けて、世界の粗鋼生産量の約半分を占める中国も参加する形で、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム（GFSEC）が設立された。同フォーラムは、2017年11月の第1回閣僚会合（ベルリン（ドイツ））で、具体的な政策的解決策等をまとめた報告書を採択し、その後、2018年9月の第2回閣僚会合（パリ（フランス））で、これまで各国が取り組んだ成果等について報告書を取りまとめた。2018年12月から、日本はG20議長国として同フォーラムの議長に就任し、この課題の解決に向け強いリーダーシップを発揮し、積極的な役割を果たしている。

また、多国籍企業等による過度な節税対策等については、2012年に税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトを立ち上げ、2015年には「BEPS最終報告書」を公表した。また、同報告書を踏まえ、2016年11月には、BEPS防止措置実施条約が採択された。2017年6月に

4 OECDとして、特定の非加盟国に対し、対象国それぞれの発展計画に基づき、戦略的な分野でOECDのスタンダードや慣行に参加することを中長期的に支援するための枠組み

日本を含む67か国・地域が同条約に署名し、2018年7月、同条約は先に受諾書等を寄託した5か国・地域について発効した。2018年12月現在、83か国・地域が署名、17か国・地域が締結している。同条約に関し、日本については、同年9月に受諾書を寄託したことで、2019年1月1日に効力が生じた。

(オ) アジアとの関係強化

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、同地域との関係強化を重視している。2018年3月に東京で開催された「東南アジア地域プログラム」初の閣僚会合では、「包摂的なASEAN」という議題の下、「連結性」や、包摂的な「参加」（人材育成、教育・スキル、ジェンダー、中小企業等）について議論が行われた。日本からは河野外務大臣が出席し、将来的な東南アジアからのOECD加盟も見据え、同プログラムを通じた協力推進の決意が表明された。

(カ) 財政的・人的貢献

日本は、OECDのI部予算（義務的拠出金）の9.37%（2017年、米国に次ぎ全加盟国中第2位）を負担しており、OECD事務局のナンバー2のポストである事務次長（現在は河野正道次長）も歴代輩出している。また、日本はドイツと並びOECD開発センターへの最大拠出国（2018年）であるほか、開発センター次長（上田奈生子次長）を輩出するなど、財政的・人的貢献を通じてOECDを支えている。

(3) 国際会議における取組 (G7・G20サミット、APEC等)

ア G7・G20

日本が自らの取組を国際社会にアピールし、日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場として、G7・G20サミットは引き続き重要な役割を果たしている。

(ア) G7シャルルボワ・サミット（カナダ）

世界経済が相互依存を深める一方、グローバル化などに対する不安や不満が、保護主義への誘惑を生み出し、国と国の間で利害対立を生じさせることがある中、2018年6月に開催されたG7シャルルボワ・サミットでは、ルールに基づく国際秩序の促進、保護主義との闘いの継続、ルールに基づく国際貿易体制の重要性を確認するとともに、公平な競争条件を促進するための様々な措置について一致した。安倍総理大臣は、国際社会の牽引役として普遍的価値を共有するG7がこれまで以上に役割を果たしていくべきと力強く訴えるとともに、貿易、イノベーションと雇用、北朝鮮などに関する議論を主導した。

- ①貿易について、主に自由で公正な貿易、WTOの機能改善、非関税措置障壁や産業補助金等の市場歪曲^{わいきょく}的措施に関し、議論が行われた。
- ②イノベーションと雇用について、新しい技術が進展する中、いかに持続的、かつ包摂的に成長していくかについて問題意識を共有した。
- ③北朝鮮情勢について、安倍総理大臣が議論をリードし、G7として、北朝鮮による全ての大量破壊兵器、弾道ミサイル及び関連施設の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄の実現が必要であること、そのために北朝鮮に対し、関連国連安保理決議の完全な履行を求め、具体的な行動を引き出していくこと等で一致した。また、何よりも重要な拉致問題



2018年G7シャルルボワ・サミット
(6月8日、カナダ・シャルルボワ 写真提供：内閣広報室)

特集 G20大阪サミット ～初の議長国開催に向けて～

2019年6月28日と29日に、大阪で日本初のG20サミットが開催されます。今回の特集では、G20大阪サミットに向けて、G20とは何か、日本の優先課題は何か、についてご紹介します。

G20サミットの正式名称は「金融・世界経済に関する首脳会合」です。アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、韓国、南アフリカ共和国、ロシア、サウジアラビア、トルコ、英国、米



G20ブエノスアイレス・サミット閉会式でマクリ・アルゼンチン大統領と握手を交わす安倍総理大臣（12月1日、アルゼンチン・ブエノスアイレス 写真提供：内閣広報室）

国及び欧州連合（EU）の首脳が参加して毎年開催される国際会議です。例年、G20の首脳以外にも、招待国の首脳や国際機関の代表などもサミットに参加しています。

G20サミットを開催する国は、12月から翌年の11月までの1年間、G20議長国となります。議長国は、サミットのほかに、関係閣僚会合などを主催し、それらの準備会合の開催を含め、様々な準備も行います。

G20は、世界のGDPの8割以上を占める「国際経済協調の第一のフォーラム」として、世界経済を力強く成長させていくことを目的としてきました。グローバル化が深化し、様々な問題が複雑に絡み合う中、近年G20サミットではマクロ経済や貿易のみならず、世界経済に大きな影響を与える開発、気候変動・エネルギー、保健、テロ対策、移民・難民問題等の地球規模課題についても、活発に議論が行われています。こうした地球規模課題への貢献を通じて、包摂性のある持続可能な世界を実現することを目指してきました。

日本は、G20大阪サミットにおいて、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、さらにはSDGsを中心とした開発・地球規模課題への貢献を通じて、自由で開かれた、包摂的かつ持続可能な社会の実現を目標に掲げ、取組を推進していきます。

また、質の高いインフラや国際保健といった、世界経済の成長を実現するための国際公共財の供給に関わる議論を牽引します。気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題を始めとする地球規模課題に貢献し、議長国として、力強いリーダーシップを発揮していきます。さらに、デジタル経済への制度面の対応や、高齢化社会への対応についても議論し、あらゆる主体が活躍できる社会の実現のために、日本が推進する^{ソサエティ}Society 5.0時代の生産性革命等の取組を紹介しつつ、議論を推進します。

G20大阪サミット及び関係閣僚会合に、世界各国から数多くの代表団やジャーナリストが集まるこの機会を捉えて、日本のおもてなしの精神と、大阪及び各開催地のあふれる魅力や特色を世界に向けて大いに発信したいと思えます。

についても、安倍総理大臣からの即時解決に向けた理解と協力の呼びかけに対し支持が得られた。

- ④ジェンダーについては、全てのトピックにジェンダーの視点を含めて分野横断的な議論が行われ、伊勢志摩サミット等に引き続きジェンダー主流化が一層加速された。
- ⑤気候変動について、排出量削減に加え低炭素社会の実現を国際社会が進めることが重要であり、これは経済にとってマイナスではなく、成長との両立が可能で、パリ協定の実施及び循環型社会の実現に向けて協力していきたいとの点で一致した。
- ⑥海洋について、沿岸部の強靱性の構築、海洋の健全性の強化、海洋プラスチックごみ対策等を議題に活発な意見交換を実施した。安倍総理大臣から、防災について蓄積した知見を世界の人々のためにいかし、海洋ごみ対策については、開発途上国を含めた世界全体の課題として対処する必要があること等を主張した。

(イ) G20 ブエノスアイレス・サミット (アルゼンチン)

2018年11月から12月に開催されたG20 ブエノスアイレス・サミットでは、「公正で持続可能な開発のためのコンセンサスの構築」という主要テーマの下、貿易関係の緊迫化や新興国経済の脆弱性等のリスクに直面する中で、首脳間で率直な意見交換が行われ、ブエノスアイレス首脳宣言が採択された。

ブエノスアイレス首脳宣言の採択に当たり、日本は、リトリート⁵及び世界経済のセッションでリードスピーカーとして首脳間の議論を牽引するとともに、全てのセッションで発言を行い、各国との首脳会談及びこれまでの準備会合への対応を通じ、次期議長国として、議論の動向を見極めつつ、G20内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与し、G20が首脳宣言を通じて結束した力強いメッセージを出すことに



2018年G20 ブエノスアイレス・サミット
(11月30日、アルゼンチン・ブエノスアイレス 写真提供:内閣広報室)

大きく貢献した。

首脳宣言における主要なポイントは以下のとおりであった。

- ①「ルールに基づく国際秩序」を改善するために協働する。
- ②多角的貿易体制が果たしてきた貢献を認識するとともに、WTO改革を支持し、2019年のG20大阪サミットにおいて進捗を確認する。また、鉄鋼の過剰生産能力問題に関し、グローバル・フォーラム (GFSEC) における提言及びコミットメント (市場歪曲^{わいきょく}的な支援措置の除去等) の実施を要請する。
- ③情報の自由な流通を支持し、人工知能 (AI) 等に関する作業を継続する。
- ④質の高いインフラに関する2019年の進捗を期待する。低所得国の債務脆弱性に対処し、債務の透明性及び持続可能性の向上に取り組む。
- ⑤女性のエンパワーメントに関し、労働参加率の性別格差の減少や、科学、技術、工学及び数学 (STEM) 分野への参画の拡大等を促進する。
- ⑥保健分野での薬剤耐性 (AMR) 対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現、公衆衛生危機への対応能力強化等に取り組む。

また、閉会セッションでは、安倍総理大臣がマクリ・アルゼンチン大統領から議長を引き継ぎ、2019年6月28日から29日に開催されるG20大阪サミットでは、経済成長と格差への対処を同時に達成し、包摂的かつ持続可能な未

⁵ G20メンバー及びスペインの首脳のみが参加したセッション

来社会の実現を推進し、また、AI等の活用による、あらゆる主体が活躍する「人間中心の社会」に向けた議論を前進させ、さらに、質の高いインフラ、国際保健、気候変動、海洋プラスチック等についても議論したいとの意気込みを述べた。

イ アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組みである。アジア太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の約5割、GDPの約6割を占める「世界の成長センター」であり、APECはこの地域の貿易や投資の自由化・円滑化に向け、地域経済統合の推進、質の高い成長戦略の実施、経済・技術協力等の活動を行っている。国際的なルールに則り、貿易・投資の自由化と連結性の強化によって繁栄するアジア太平洋地域は、日本が志向する「自由で開かれたインド太平洋」の核である。日本がAPECの発展に貢献することは、日本自身の経済成長・発展や日本企業の海外展開に非常に大きな意義がある。

2018年はパプアニューギニアが初めて議長を務め、11月17日から18日に首都ポートモレスビーで第26回APEC首脳会議が開催され

た。同会議においては、「包摂的な機会の活用、デジタル化された未来の受容」という全体テーマの下、①連結性の向上、地域経済統合の深化、②持続可能で包摂的な成長の促進、③構造改革を通じた包摂的成長の強化、という三つの優先課題に沿って議論が行われた。会議に出席した安倍総理大臣は、TPP11協定を21世紀型の貿易・投資のルールの基礎となるものと評価し、RCEPの早期妥結を目指すことを表明した。また、WTOを中核とする多角的貿易体制の重要性を強調し、あわせてWTO改革の動きをAPECとして後押しすべきことを指摘した。このように、2019年に日本がG20の議長を務めることも見据え、自由貿易の旗手として、「世界の成長センター」であるアジア太平洋地域の繁栄、安定に積極的に貢献していく姿勢を表明した。さらに、連結性強化のための質の高いインフラ促進の重要性を強調し、「自由で開かれたインド太平洋」の提唱者、太平洋・島サミット (PALM) の主催者として、アジア太平洋地域における日本のプレゼンスを確保、強化すると表明した。

首脳宣言の調整においては、多角的貿易体制への支持、保護主義との闘いなどをめぐって意見の取れんが見られず、1993年以来26回の

第26回APEC首脳会議議長声明のポイント

この議長声明は、APECエコノミーの太宗の (prevailing) 見解に関する議長の判断を反映したもの

	議長声明のポイント
デジタル化された未来の受容	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル経済がもたらす恩恵を認識 ● 情報とデータの自由な流通を正当な国内政策目的を認めつつ可能とすることの重要性を強調
連結性の強化、地域経済統合の深化	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由で、公正で、開かれた方法で貿易を前進させることを要請 ● 質の高いインフラに関する取組の進展を歓迎 ● FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) の取組を歓迎し、能力構築等を恣憑 ● 多角的貿易体制の貢献を認識 ● WTOの機能改善に向け協働
持続可能で包摂的な成長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小・小規模企業のビジネス環境の改善及び女性のエンパワーメントの重要性を強調し、更なる取組実施を歓迎
構造改革	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造改革の重要性を認識
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ● ABAC (APECビジネス諮問委員会) による助言、支持に感謝 ● 2019年にチリで再会することを期待

附属書：デジタル経済に関するAPEC行動アジェンダ

コラム

日本の経済外交における官民連携 ～アジア太平洋経済協力（APEC）を例に～

三菱重工業株式会社 取締役会長 大宮 英明

APECビジネス諮問委員会（ABAC）をご存知でしょうか。ABACは、APECに参加する21か国・地域の首脳が指名したビジネス界の代表で構成されるAPEC唯一の公式民間諮問団体です。日本では、安倍総理大臣より指名を受けた、私を含む3名の委員^{※1}が活動しています。ABACではビジネス部門の優先課題を年4回の会議で議論し、毎年、APEC首脳に対して政策提言を提出します。2018年は「デジタル化とイノベーション」をテーマに、ニュージーランド、日本、マレーシア、パプアニューギニアでの会議で議論を深めました。

2018年4月に開催された日本での会議は、日本政府、経済団体、関連企業等多方面から支援を得ながら11年ぶりに東京で開催され、200人以上の方々が出席しました。

この機会に、JR東日本の協力を得て、東京新幹線車両センターと東京駅へABAC委員を案内し、新幹線車両等を見学いただきました。国土交通省からは新幹線システムの安全性、信頼性、ライフサイクルコスト、経済発展への貢献について説明いただき、日本の「質の高いインフラ」をより一層理解いただく機会となりました。その後、三菱地所の協力により丸の内地区を案内し、持続可能な発展のための官民連携の取組を紹介しました。

また、会議開催国・地域主催の「Women's Luncheon（女性の経済参画に関する昼食会）」では、野田聖子女性活躍担当大臣から日本での女性活躍推進の取組や成果を紹介いただき、その後のパネルディスカッションでは「STEM^{※2}分野の女性活躍」をテーマに、吉田晴乃経団連審議会副議長、山崎直子宇宙飛行士、玉城絵美H2L（株）創業者、村上由美子OECD東京センター長から、ロールモデルの普及や男性の協力促進等につき活発な議論を展開していただきました。この分野の女性活躍に課題を抱えている各国・地域の委員の関心を惹く一方、日本の取組についても高い評価を得られました。

ABAC委員には、毎年秋にAPEC首脳会議で実施される「ABAC委員とAPEC首脳との対話」において、各国・地域の首脳に直接政策を提言する機会が与えられています。2018年は議長エコノミーのパプアニューギニアで行われ、私は安倍総理大臣のファシリテータとして、マレーシア、シンガポール、メキシコの首脳等が出席するグループにて、多角的貿易体制への支持、デジタル時代に対応した政策の整備等について意見交換を行いました。

今後も、日本政府、経済団体、関連企業と連携し、日本の産業界を後押しする政策提言に取り組みたいと考えております。



Women's Luncheon
(4月、東京 写真提供：ABAC)



ABAC委員とAPEC首脳との対話（11月、パプア
ニューギニア・ポートモレスビー 写真提供：ABAC)

※1 ABAC日本委員は、大宮英明 三菱重工業株式会社取締役会長、高橋規 三井物産株式会社顧問、林信秀 株式会社みずほ銀行取締役会長の3名。代理委員は長谷川浩司 三菱重工業株式会社特別顧問（2018年12月現在、就任順）

※2 科学・技術・工学・数学（Science, Technology, Engineering and Mathematics）

注：役職はいずれも当時



2018年パプアニューギニア APEC 首脳会議（11月18日、パプアニューギニア・ポートモレスビー（代表撮影） 写真提供：内閣広報室）

APEC 首脳会議で初めて、首脳宣言を採択できず、APEC エコノミーの太宗の見解に関する議長の判断を反映した議長声明が発出された。11月23日に発出されたこの議長声明には、多角的貿易体制が果たしてきた貢献、WTOの機能改善、自由で、公正で、開かれた方法で貿易を前進させること、質の高いインフラに関する取組など日本の主張する重要事項が盛り込まれた。

なお、2019年はチリがAPEC 議長を務めることとなっている。

(4) 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO (TRIPS⁶ 理事会)、世界知的所有権機関 (WIPO) 等での多国間の議論に積極的に参画し、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を行っている。その一環として、2018年10月、日本は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の加入書をWIPOに寄託し、2019年1月に同条約は日本において効力が発生した。EPA等でも、知的財産権に関する規定を設け、知的財産の十分に効果的な保護が達成されるよう努めており、2019年2月1日に発効した日EU・EPA

や2018年12月30日に発効したTPP11は、知的財産の保護と利用の一層の推進を図る内容となった。また、外務省は、海外で模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を指名し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。さらに、知的財産保護の強化や模倣品・海賊版対策での開発途上国の政府職員などの能力向上のため、国際協力機構 (JICA) を通じて専門家派遣などを行っている。

3 官民連携の推進における日本企業の海外展開支援

(1) 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日系企業の拠点数は近年増加し、2017年10月現在7万5,531 拠点⁷を数えた。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開にこれまで以上に積極的に取り組んできたこともその背景にある。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況にかんがみ、外務省では、本省・在外公館が一体となり、日本企業の海外展開推進に積極的に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が先頭に立ち、日本企業支援担当官を始めとする館員一同が「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じたきめ細やかな具体的支援を目指し、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法制度に関するセミナーやコンサルティング等を通じた情報提供を、2018年度にはアジア地域を中心に、11か国18公館で実施した。

6 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

7 外務省「海外在留邦人数調査統計」

在外公館での活動では、ビジネスに係る問題の相談だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパブランド」を広報することも、日本企業支援の重要な取組の一つである。日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会等を広報・宣伝する場として、また、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸等を積極的に提供することにより、既に日本に親しみを持つ国から、これまであまり日本と接することのなかったような国まで幅広く広報を行ってきている。

官民連携・企業支援という観点からは、これから海外展開をしようとする日本企業の支援だけではなく、既に海外に展開している日系企業の支援も重要である。2016年6月に英国でEU残留・離脱を問う国民投票が行われ、2019年3月29日に英国がEUを離脱することとなった。英国・EU間の動き及び交渉結果は日系企業や世界経済に大きな影響を与え得ることから、政府は、2016年7月に内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」⁸を立ち上げ、政府全体で横断的に情報を集約し、第3回会合で英国及びEUへの日本からのメッセージ⁹を取りまとめ、英国及びEUに働きかける等の取組を行ってきている。2018年5月には食品、医薬品、電気・電子、自動車、鉄道、原子力、電気通信、金融及び情報の各産業分野の企業関係者との意見交換を実施する等、英EU間での離脱交渉の動向を踏まえ、これまで会合を12回開催した。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラ輸出を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、これまで41回（2019年2月現在）の会合が実施された。同会議では、毎年「インフラシステム輸出戦略」を改定し、そのフォローアップを行うとともに、中央アジア・コーカサスやソフトインフラ（第35回会合）、防災（第40回会合）等の特定の地域や個別の分野の議題についても議論してきている。

2013年5月に初版が作成された「インフラシステム輸出戦略」の2018年改訂版においては、「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の下、日本企業の競争力強化に加え、質の高いインフラによる国際貢献や事業投資の一層の拡大の観点などを勘案し、①官民一体となった競争力強化、②質の高いインフラの推進による国際貢献、③日本の技術・知見をいかしたインフラ投資の拡大、④幅広いインフラ分野への取組の四本柱の下に具体的施策を進めていく方針が示された。

また、トップセールスの精力的な展開、円借款や海外投融資の戦略的な活用のための制度改善等も進めてきた。その結果、2018年9月の日・エクアドル首脳会談の際に、米州開発銀行との協調融資によりエクアドルにおける送配電網の拡張・増強及び省エネルギーを促進するための総額7,000万米ドルを限度額とする有償資金協力に関する書簡の交換がなされ、また、10月の日・インド首脳会談の際に、両首脳の立ち会いの下、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画（第二期）ほか6件、供与限度額合

8 2016年7月、萩生田内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を設置。英国のEU離脱に関し、関係省庁（内閣府、金融庁、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び個人情報保護委員会事務局）を通じて、欧州進出日系企業を中心に経済界の懸念や要望を集約。これまで計11回（企業との意見交換会を含む）の会合（2016年7月27日に第1回会合、8月18日に第2回会合、9月2日に第3回会合、2017年1月19日に第4回会合、3月30日に第5回会合、8月28日に第6回会合、12月18日に第7回会合、2018年3月26日に第8回会合、5月28日に企業との意見交換会、9月12日に第9回会合、11月26日に第10回会合）を開催

9 「英国及びEUへの日本からのメッセージ」の骨子は以下のとおり。①英国・EU及び国際の平和、安定、繁栄のため引き続き緊密な協力・連携を期待、②開かれた欧州、自由貿易体制の維持、日EU・EPAの年内大枠合意実現を期待、③円滑で透明性のあるプロセスを通じた離脱交渉による予見可能性の確保を希望、④日系企業の要望に最大限耳を傾け、きめ細やかな対応を要望及び⑤離脱プロセスが世界経済に大きな混乱を与えないよう英国及びEUと協力

計約3,100億円の円借款供与に関する書簡の交換がなされる等の着実な成果を上げてきた。

さらに、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名し（2019年2月末現在、73か国94公館192人）、成果を上げてきている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進

日本政府は、「2019年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円にする」という目標（「未来への投資を実現する経済対策」（2016年8月の閣議決定））を掲げている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体等と連携しつつ、世界各国の在外公館や独自の人脈等を活用し、日本産品の魅力を積極的に発信している。特に、54か国・地域の58か所の在外公館等には、日本企業支援担当官（食産業担当）を指名し、農林水産物・食品の輸出促進等に向けた取組を強化している。

また、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故から8年が経過したが、依然として一部の国・地域において、日本の農水産物や食品等に対する輸入規制が維持されている。外務省は、関係省庁と連携しながら、各国・地域の政府等に正確な情報を迅速に提供するとともに、WTOの枠組みも活用しつつ、科学的根拠に基づき輸入規制を可及的速やかに撤廃するよう精力的に働きかけを行っている。また、日本産農林水産物・食品に対する風評被害を払拭するため、世界各国・地域で日本産食品の安全性に関する情報発信に努めている。

こうした取組の結果、2018年にはトルコ（2月）、ニューカレドニア（フランス領）（7月）、ブラジル（8月）が輸入規制を撤廃するなど、これまで計29か国・地域（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、オーストラリア、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、

ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン及び上記3か国）が規制を撤廃した。また、2018年には、米国、ロシア、アラブ首長国連邦、シンガポール、香港及び中国が規制を緩和するなど、規制の対象地域・品目は縮小されつつある（2018年11月末時点）。

引き続き、首脳・閣僚レベルによる申入れを始めとして、関係省庁等と連携しながら、輸入規制を維持している国・地域に対し、可及的速やかな撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、粘り強い働きかけや情報発信を行っていく。

4 資源外交と対日直接投資の促進

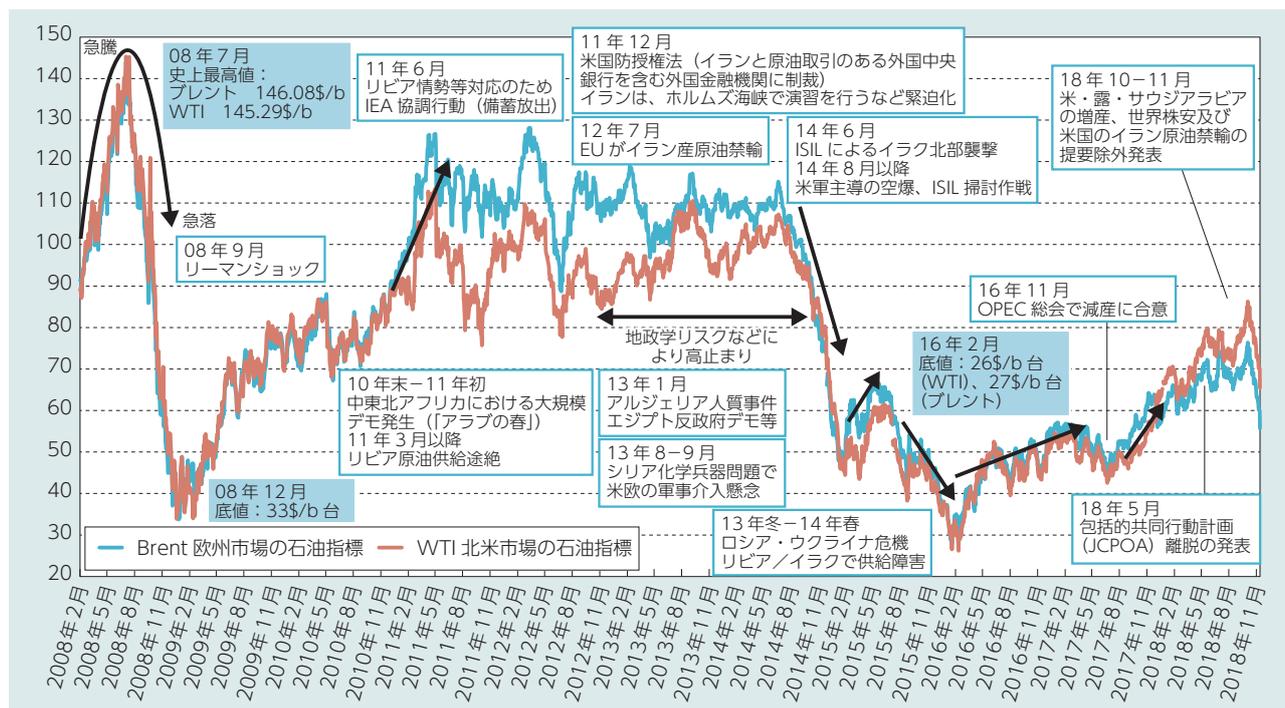
(1) エネルギー・鉱物資源の 安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

(ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、①需要（消費）構造、②供給（生産）構造、③資源選択における三つの構造的な変化が生じている。①需要については、世界の一次エネルギー需要におけるOECD諸国の割合が減少し、中国、インドを中心とする非OECD諸国にシフトしている。②供給については、「シェール革命」により、石油・天然ガス共に世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、エネルギーを重要課題に掲げ、米国産液化天然ガス（LNG）の更なる輸出促進を表明するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。技術革新による生産性向上・コスト削減等により、シェールオイル・ガスの生産量は引き続き高水準で推移すると見られている。③資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス（GHG）の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギー等のよりクリーンなエネルギー源への転換に向けた動きが加速している。また、気候変動に関するパリ協定が2015年12月に採択されて以降、企業等による低炭素化・

原油価格の推移 (2007年12月～2018年11月)



脱炭素化に向けた取組が一層進展している。

原油価格について見ると、2014年後半から中国等の景気減速、米国産シェールオイルなど石油輸出国機構（OPEC）非加盟国の生産増、OPEC 諸国の堅調な生産などによる供給過剰を主要因として原油価格は下落し、2016年には一時30米ドル/バレルを割るなど低い水準にとどまった。供給過剰による低油価の継続を受け、2016年末、OPEC 総会等で、OPEC 加盟国とロシア等のOPEC 非加盟の主要産油国が原油の協調減産に合意し、2016年後半から2017年の油価は上昇、50米ドル/バレル前後で推移した。さらにその後は、米国における原油生産量増加にもかかわらず、ベネズエラの生産減の深刻化や、米国の対イラン制裁（2018年11月開始）による原油輸出減少懸念などにより、需給バランスへの影響が意識されたことに加え、貿易摩擦による中東など地政学的緊張の高まりにより、油価は徐々に上昇し、2018年9月以降は70米ドル/バレル前後で推移している。ただ、同時に、米中貿易摩擦などによる経済減速の可能性から需要減も見込まれるなど、下落の動きも見せており、こうした油価の変動が将来のエネルギー安全保障に与える影響

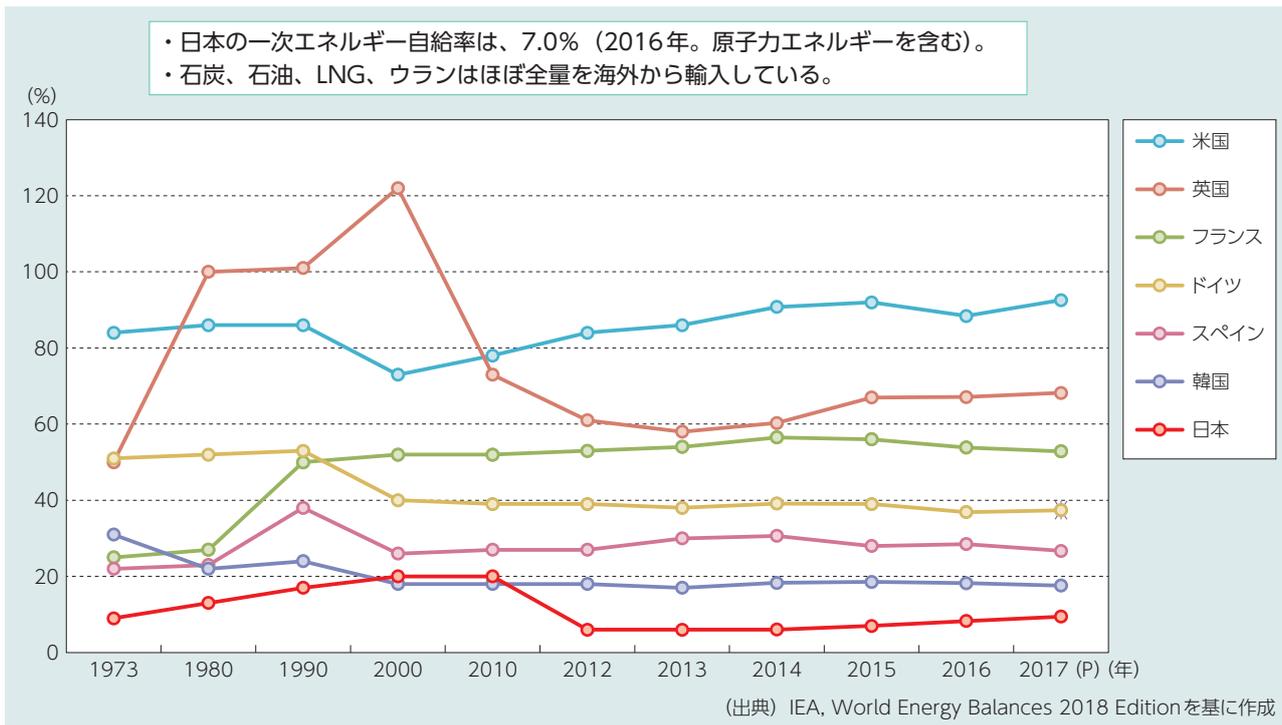
を引き続き注視していくことが重要である。

(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約65%から2012年には約90%に達した（2017年は約80%）。特にLNGの割合が増加しており、再生可能エネルギーの導入や原子力発電所の再稼働も徐々に進んでいるものの、LNGによる発電量は全体の約4割に達している。同時に、石油、天然ガス、石炭等のほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率（原子力を含む）は、震災前の20%から2014年には6.4%に大幅に下落し、2016年度には8.3%まで持ち直したものの、依然として低い水準にある。また、日本の原油輸入の90%近くが中東諸国からであり、天然ガスも20%以上が中東産となっている（いずれも2018年）。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。

こうした状況を背景に、2018年7月には、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、日本の経済社会の更なる発展と国

主要各国におけるエネルギー自給率



民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定された。この新たな「エネルギー基本計画」では、3E + S（「安定供給 (Energy Security)」、 「経済効率性 (Economic Efficiency)」、 「環境適合 (Environment)」 及び 「安全性 (Safety)」) の原則の下、安定的で負担が少なく、環境に適合したエネルギー需給構造を実現すべく、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組やエネルギーシステム改革の推進も盛り込まれており、2030年度の温室効果ガス26%削減（2013年度比）に向けて、エネルギーミックスの確実な実現を目指すこととしている。

イ エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済、人々の暮らしの基盤であり、日本は、以下を中心とする外交的取組を強化している。

(ア) 在外公館等における資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重

点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、2018年末現在、合計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を指名している。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を毎年開催している。2018年は2月に東京で開催し、関係省庁や民間部門等からも参加を得て、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた日本の戦略の方向性につき、活発な議論を行った。

(イ) 輸送経路の安全確保

日本が原油の約9割を輸入している中東からの海上輸送路や、ソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要な海上輸送路において、海賊事案が発生している。これを受けて、日本は、沿岸各国に対し、海賊の取締り能力の向上、関係国間での情報共有等の協力、航行施設の整備支援を行っている。また、ソマリア沖・アデン湾に自衛隊及び海上保安官を派遣して世界の商船の護衛活動を実施している。

(ウ) 国際的なフォーラムやルールの活用

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用し、世界のエネルギー市場・資源産出国の動向や中長期的な需給見直しなどの迅速かつ正確な把握に加え、石油の供給途絶などの緊急時における対応能力の強化に努めている。

2018年9月には、ハリファックス（カナダ）でG7エネルギー大臣会合が開催され、「明日に向けたエネルギーシステムの構築」をテーマに、エネルギー安全保障の強化、エネルギーシステムによる持続可能な経済成長の確保及び低炭素エネルギーの将来像の具体化を目的とした議論が行われ、2018年のG7議長国カナダによる議長総括が発出された。

また、6月、バリローチェ（アルゼンチン）で開催されたG20エネルギー大臣会合では、世界のエネルギー情勢の変化を踏まえた各国の事情に応じたエネルギー転換（energy transitions）をテーマとして、再生可能エネルギー、エネルギー安全保障、エネルギーアクセス等について議論が行われ、同会合の成果文書として、「G20エネルギー大臣コミュニケ」が発出された。

APECにおいては、アジア太平洋地域の持続的な経済成長へ貢献するためのエネルギー貿易投資の促進及びエネルギー安全保障を強化する枠組みとして、APECエネルギー作業部会（EWG）が継続的に開催されている。2018年には5月に香港で第55回、11月にペルーで第56回EWGがそれぞれ開催され、日本は積極的に議論に参加した。

ASEAN関連では、10月、シンガポールにおいて、ASEAN+3（日中韓）及び東アジア首脳会議（EAS）のエネルギー大臣会合が開催された。2018年の会合では、アジアにおけるLNG市場を構築する共通認識の醸成と取組や水素社会実現と運輸部門の脱炭素化へ向けた新たな取組が提案された。

ウ エネルギー・資源外交に関する2018年の主な取組

(ア) 新しいエネルギー・資源外交政策の検討と打ち出し

2018年1月にアブダビ（アラブ首長国連邦）で開催された国際再生可能エネルギー機関（IRENA）第8回総会には、河野外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席し、「日本の再生可能エネルギー外交 ―気候変動とエネルギーの未来」と題する政策スピーチを行った。このスピーチの中で河野外務大臣は、再生可能エネルギーの時代の到来を受け、日本として技術とイノベーションの力で世界に貢献していくと発言したほか、脆弱な立場にある国への支援や、「福島新エネ社会構想」の国際発信にも言及した。その上で、気候変動問題や再エネ推進に貢献してきたIRENAを評価し、日本として引き続きIRENAの活動を支援していく考えを示した。

さらに7月には、河野外務大臣は、外務省主催国際シンポジウム「エネルギー転換とアジアのエネルギー安全保障」の機会に、政策スピーチ「進化するエネルギー外交 ―エネルギー転換と日本の未来」を発表した（岡本外務大臣政務官により代読）。同スピーチにおいては、パリ協定の発効を契機として、脱炭素化に向けた国際的な取組が本格化している中で、供給面及び需要面双方の大きな変化を踏まえ、外務省として、世界のエネルギー情勢及びエネルギー転換に呼応するエネルギー外交を進めていくことを表明した。



国際再生可能エネルギー機関（IRENA）第8回総会においてスピーチを行う河野外務大臣
（1月14日、アラブ首長国連邦・アブダビ）

(イ) エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議の開催

2018年2月19日から21日までの3日間、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する17か国に所在する在外公館のエネルギー・鉱物資源専門官・担当官17人を集め、外務本省において、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催した。中根外務副大臣、岡本外務大臣政務官を始めとする外務本省関係者に加え、上記17人の在外公館職員、関係省庁関係者が参加したほか、各種機構や民間企業関係者、有識者も交え、日本の資源の安定供給確保とエネルギー・資源外交を推進していく上での課題や対策等について議論を深めた。

同会議では、2018年1月のIRENA第8回総会にて河野外務大臣が行った政策スピーチも念頭に置いた上で、議論の総括として、①日本へのエネルギー・資源の安定供給確保が第一命題であることの再確認、②世界のエネルギー安全保障に全体で貢献する姿勢の提示、③日本の技術力を世界市場での競争力につなげるエネルギー外交の展開、④再生可能エネルギー外交と気候変動外交の有機的連携、⑤外交戦略の縦軸としての「エネルギー・資源外交」の位置付け及び⑥持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を含む国際機関との重層的な連携の強化の6点を日本の具体的な取組とする「平成29年度エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議報告書」がまとめられた。

(ウ) 在京外交団を対象とした福島県スタディーツアーの実施

2018年11月1日、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）、福島県、福島市、郡山市及び資源エネルギー庁との協力により、福島県において、在京外交団を対象とした産総研福島再生可能エネルギー研究所（FREA）及び福島市土湯温泉町にある地熱バイナリー発電等の視察（福島県スタディーツアー）を実施した。

このスタディーツアーでは、合計10か国

（10人）の大使館から参加があり、参加外交団は、FREAにおいて、水素、太陽光、風力、地熱・地中熱利用に関する先進的な研究施設を視察し、日本の最先端の技術・研究開発に関する理解を深めた。その後、参加者はFREA敷地内で開催された地熱発電をテーマとするセミナーに参加し、日本の地熱発電に関する取組に対する理解を深めた。

(2) 食料安全保障の確保

国連人口部の報告によると、2017年の世界の人口は約76億人と推定されているが、今後、サブサハラ・アフリカ及び南アジアを中心に世界の人口が増加し、2050年までに約98億人に達すると見込まれている。さらに、畜産物の消費量が増加すればその数倍の穀物需要が発生することから、今後開発途上国において食生活が変化して畜産物の消費量が増加すると、畜産向けの飼料需要も急速に増加する。2017年の国連食糧農業機関（FAO）のレポートによると、2050年までに食料生産を2012年の水準から約50%増大させる必要があるとされている。一方、日本国内に目を向けると、日本の食料自給率（カロリーベース（農林水産省発表））は長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は横ばいで推移しており、2017年度実績は38%となっている。日本は長期間にわたって食料の多くを輸入に依存している状況が続いており、今後も日本が食料供給不足に陥らないためには、国内の食料生産を増進させるとともに、安定的な輸入の確保のために世界全体としての食料増産を積極的に推し進める必要がある。万が一、大規模な干ばつ等により世界の食料供給が不足した場合、国際社会の一員として日本も他国への支援を含めて貢献する必要がある。さらに、食料需要が伸びる中、一時的な食料増産ではなく、環境負荷を低減しつつ食料増産を図る持続可能性の確保が求められる。加えて、食料は品質の経年劣化や病虫害等の被害を受けやすいという面があり、生産した農産物を効率的に消費につなげるために、安定的な農産

日本の食料安全保障のための外交的取組

【背景】

日本の状況

- ・食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産額ベースで3割を海外に依存
- ・生産拡大を図る上での課題（農地の減少、農業人口の高齢化等）



世界の状況

- ・世界人口の増加
- ・新興国の経済発展による食生活の変化
- ・バイオエネルギー生産の増加
- ・気候変動、異常気象の頻発
- ・輸出余力のある国は限定的
- ・食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【外交的取組】

1. 世界の食料生産の促進

- ・投資促進
責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会（CFS）が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、国連食糧農業機関（FAO）・世界銀行等の調査研究の支援、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミツションの開催 等
- ・農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進
アフリカにおける稲作振興（CARD） 等
- ・気候変動への対応等
干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築 等

2. 安定的な農産物市場・貿易システムの形成

- ・自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視
WTOの下での輸出制限の原則禁止に向けた働きかけ、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化、価格動向のフォロー（農業市場情報システム（AMIS）等）、価格変動への対策 等

3. 脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

- ・国際機関との連携
FAO、国連世界食糧計画（WFP） 等
- ・栄養支援
栄養指導、栄養補助食品の供与
栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）等
- ・社会的セーフティネット構築支援
最貧困層に対する生活手段付与 等

※G7伊勢志摩サミットでは、2015年のドイツ・エルマウ・サミットで掲げられた「2030年までに5億人を飢餓・栄養不良から救出する」との目標に向け、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を策定。また、そのフォローアップとして「食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム」を開催

4. 緊急事態や食料危機に備えた体制作り

- ・国際的な協力枠組み
ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）、G20の迅速対応フォーラム（RRF）

（注）FAO：国連食糧農業機関

物市場や貿易システムを形成し、物流を改善する必要がある。これらの取組等を通して、日本の食料安全保障の確立を図っていかねばならない。

(3) 漁業（マグロ・捕鯨など）

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に積極的な役割を果たしている。

捕鯨に関し、日本は、科学的根拠及び国際法に基づき、適切な鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類科学調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという方針の下、2014年3月の国際司法裁判所（ICJ）判決及び国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会等の指

摘を踏まえ最終化された「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）」を2015年12月から実施してきた。また、2016年11月、「新北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）」案をIWC科学委員会に提出し、2017年5月のIWC科学委員会での議論等を十分踏まえた上で調査計画を最終化し、同年6月より調査を実施してきた。IWCでは反捕鯨国が締約国の過半数を占めており、捕鯨をめぐる国際的な状況は依然厳しいが、日本は、科学的根拠及び国際法に基づき、国際社会の理解が深められるよう粘り強く取り組んできた。

2018年9月に開催された第67回IWC総会では、日本は、IWCの資源保存管理機関としての役割を回復させ、鯨及び捕鯨に関して異なる立場を有する締約国が共存するためのIWC

改革案を提出したが、反捕鯨国の反対多数により否決された。IWCにおいて、異なる立場が共存することは極めて困難であり、反捕鯨国はいかなる形態であれ商業捕鯨を認める意図がないことが改めて示される結果となった。

第67回IWC総会以降、日本はこうした状況を踏まえ、今後のIWCとの関係についてあらゆる選択肢を真剣に検討した結果、国際捕鯨取締条約（ICRW）からの脱退を決定し、2018年12月26日、寄託政府である米国政府に対し脱退通告を行った（本脱退の効力発生は2019年6月30日。）。

日本はマグロ類の最大消費国として、マグロ類の全ての地域漁業管理機関（RFMO）に加盟し、保存管理措置の強化に向けた議論を主導している。2018年には、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、太平洋クロマグロについて資源評価の結果、暫定回復目標の達成確率が75%を上回ったため、北小委員会¹⁰に対し、日本は漁獲制御ルールに基づき増枠を提案したものの、時期尚早として反対する国があったため一致するに至らず、2018年の年次会合において翌年の北小委員会で資源の状況を確認した上で増枠について再度議論することとなった。一方、漁獲枠が余った場合には漁獲枠の5%以内を上限に翌年に繰り越すことを可能とする太平洋クロマグロの保存管理措置の修正案を日本から提案し、同年次会合において採択された。また、メバチ、キハダ及びカツオについては、現行保存管理措置¹¹につき、同年次会合において見直しの議論が行われたが、最終的に現行措置を2年間（2019年から2020年）延長することで一致した。

大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の2017年の年次会合では、大西洋クロマグロ資源について、総漁獲可能量（TAC）を現行2万3,655トンから2020年までに段階的に3万6,000トンまで増加させることで一致し、2018年の年次会合では、引き続き議論されて

いた同種への管理措置の見直し（未配分枠の配分、漁期の緩和等）が行われた。

2018年7月に開催された北太平洋漁業委員会（NPFC）第4回委員会会合において、サンマについては①洋上投棄禁止、小型魚の漁獲抑制の奨励等が現行の資源管理措置に追加され、②2019年春の科学委員会で一致した資源評価結果を得るべく作業を進めることが合意された。また、底魚類については、日本の提案に基づく議論の結果、天皇海山海域におけるクサカリツボダイについて、当面は漁獲量を近年の半分の水準に抑制しつつ、モニタリングにより資源状況が良好と判明した時点で漁獲の増加を認めるなどの資源管理措置の導入で一致した。違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策については、日本の提案を基にIUU漁船リストに新たに4隻の漁船が追加され（合計無国籍船27隻掲載）、公海乗船検査制度の実施規則が策定された。

2016年のワシントン条約（CITES）第17回締約国会議（COP17）でも議論されたニホンウナギについては、2018年6月に開催された東アジア関係国・地域による第11回非公式協議では、科学的根拠に基づく資源管理措置の導入に向けて今後協力していくことが確認された。これを受け、同年9月にニホンウナギに係る地域ワークショップが日本、韓国及び台湾の科学者等の参加を得て開催され、ニホンウナギに係る科学的データ・情報について確認が行われた。

北極海公海では、直ちに商業的な漁業を行える状況ではないが、地球温暖化による一部解氷を背景に、将来的な無規制漁業への懸念が高まった。これを背景に、2015年12月から7回にわたり、北極海沿岸5か国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア及び米国）に日本、中国、韓国、アイスランド及びEUを加えた10か国・機関による中央北極海公海漁業の規制に関する協議が開催され、「中央北極海に

10 主に北緯20度以北の水域に分布する資源（太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ）の資源管理措置について本委員会に勧告を行うWCPFCの補助機関。

11 ①まき網漁業につき、FAD（集魚装置）の禁漁期間や個数制限を、②はえ縄漁業につき、メバチの漁獲枠等を規定

特集 捕鯨政策

1 捕鯨政策の歴史的展開

日本は、1951年に国際捕鯨取締条約（ICRW）を締結しました。ICRWは、鯨類の「適当な保存」及び「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つの目的を明記しており、国際捕鯨委員会（IWC）は、これらを実現するための組織として設立されました。

しかし、1970年代以降、鯨類の保護に向けた動きが強まる中、IWCでは、1982年、当面の間は商業捕獲枠をゼロとすること（いわゆる「商業捕鯨モラトリアム」）が決定されました。その際、1990年までに、鯨類資源の状況を評価した上で、ゼロではない捕獲枠の設定（すなわち、商業捕鯨の再開）について検討することも決定されました。

日本は、1987年からICRWで認められている鯨類科学調査を開始し、持続可能な商業捕鯨の実現に向けた科学的データの蓄積に貢献してきました。得られたデータにより、一部の鯨類については持続可能な形で利用することが可能であることが判明しています。しかし、こうした科学的成果にもかかわらず、反捕鯨国の反対により「商業捕鯨モラトリアム」の見直しは現在に至るまで行われていません。

また、日本は、IWCが鯨類資源の持続可能な利用という本来の目的に立ち返ることを目指し、IWC改革に向けた提案を含め、真剣に問題提起を行ってきました。しかし、いかなる形での捕鯨にも反対するという立場の加盟国の態度に変化は見られませんでした。

2 第67回IWC総会における日本の取組

こうした状況を打開すべく、2018年9月の第67回IWC総会（ブラジル・フロリアノポリス）において、日本政府は、包括的なIWC改革案を提案しました。この改革案は、IWCが、本来の役割に立ち返り、科学的知見を基本とした議論・決定を可能とすることで、捕鯨について異なる立場を持つ加盟国同士がIWCの枠内で共存することを目指すものでした。

しかし、反捕鯨国は「IWCは既に保護のみを目的とした組織へと『進化』した」として、商業捕鯨につながるいかなる提案も一貫して認めない立場をとり、日本提案は最終的に投票に付された結果、賛成27、反対41、棄権2で否決されました。

加えて、反捕鯨国側は、商業捕鯨モラトリアム継続の重要性と致命的調査が不要であることを盛り込んだ「フロリアノポリス宣言」を提案し、同提案は賛成40、反対27、棄権4で採択されました。

これらにより、反捕鯨国側が自らと異なる意見を持つ加盟国との共存さえ認めようとしなかったことが明らかになりました。

3 ICRWからの脱退

総会の結果を踏まえ、日本政府は、今後のIWCとの関係についてあらゆる選択肢を真剣に検討しました。その結果、現在のIWCにおいては、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するという日本の基本方針は実現できないとの結論に至り、2018年12月26日、寄託政府である米国政府に対しICRWからの脱退通告を行いました。日本の脱退は本年6月30日に効力を生じます。

4 商業捕鯨の再開と国際協調の継続

2019年7月以降、日本は、自らの領海及び排他的経済水域において、国際法に従い、鯨類の資源状況に悪影響を与えないよう、IWCで採択された方式に沿って算出される捕獲枠の範囲内で商業捕鯨を実施する予定です。

また、鯨類資源の管理に関する国際協調に対する日本の立場は不変です。脱退後もIWCにはオブザーバーとして参加し、科学的知見に基づいた議論の提起を通じ、鯨類の資源管理に貢献していきます。

IWCが、ICRWの規定に立ち返り、鯨類資源の保存と持続的利用を図っていくことが本来あるべき姿であり、その意味で、これまでIWC改革を真剣に追求してきた日本の姿勢に変わりはありません。今後ともIWCの機能回復に向けた議論も積極的に提起していきます。

日本政府としては、引き続き、国際社会に対し日本の考え方や鯨類資源の状況について、正確で冷静な情報発信を行っていきます。

おける規制されていない公海漁業を防止するための協定」が作成された。2018年10月には、イルリサット（デンマーク）において、上記10か国・機関の全てが同協定に署名した。

(4) 対日直接投資

「未来投資戦略2018」（2018年6月閣議決定）では、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する」との目標が掲げられた（2017年末時点で28.6兆円）。2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていくこととしている。2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づき、2016年4月以降、外国企業は「企業担当制」を活用し、担当副大臣との面会を行っている。また、2016年8月からは、外国企業が日本で投資を行う際に課題となる規制・行政手続の簡素化について検討する「対日直接投資推進会議規制・行政手続見直し

ワーキング・グループ」が開催され、その取りまとめは、「経済財政運営と改革の基本方針2017」や「未来投資戦略2017」にも反映された。2018年5月に開催された第6回対日直接投資推進会議では、政府一丸となって地域への対日直接投資を支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定した。

外務省としては、対日直接投資推進会議で決定された各種施策を実施するとともに、外交資源を活用し、在外公館を通じた取組や政府要人によるトップセールスも行い、対日直接投資促進に向けた各種取組を戦略的に実施している。2016年4月に126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」では、日本貿易振興機構（JETRO）とも連携しつつ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を活用した対日投資の呼びかけ、対日直接投資イベントの開催等を行い、昨年度（平成29年度）の各公館の活動実績は650件を超えた。日本国内では、2017年3月に「日米欧ビジネス・セミナー」が外務省主催（関係各省、日本国際問題研究所及びJETRO共催）で開催された。2017年9月の安倍総理大臣訪米の際には、米国CEO懇談会やニューヨーク証券取引所での経済スピーチを通じて、安倍総理大臣からアベノミクスによる改革の成果や今後の方向性を紹

介しつつ、日本への更なる投資を呼びかけた。

(5) 2025年国際博覧会の大阪・関西誘致

11月23日、フランスのパリで開催された博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本（大阪・関西）、アゼルバイジャン（バクー）、ロシア（エカテリンブルク）が立候補する2025年国際博覧会開催国選挙が実施され、日本とロシアの決選投票の結果、日本が2025年国際博覧会開催国に決定された。

2025年国際博覧会の誘致に当たって、立候補から約1年半の厳しい選挙戦に、日本は政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨んだ。政府は、総理大臣を先頭に、関係閣僚・政務が二国間会談や国際会議等のあらゆる機会を活用し、各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においては在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行った。地方自治体も経済界と共に2025年日本万国博覧会誘致委員会

を組織し、国会議員は超党派の誘致議員連盟を立ち上げ、それぞれの人脈等を活用した働きかけを行った。さらに、世界的に有名なキャラクターであるポケモンやハローキティも万博誘致キャラクター特使として活躍し、注目を集めた。

このように、オールジャパンで重層的な誘致活動を進めたことが、誘致合戦に勝利をもたらした。



開催国決定投票前の最終プレゼンテーション
(11月、フランス・パリ 写真提供：経済産業省)